

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|--|------|---|
| 令和08年12月25日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | <p>札幌市では札幌市子ども医療費助成条例により、子の保護者に対し、その医療費の一部を助成することにより、子の保護の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、子ども医療費助成に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一により、個人番号を利用することができるのは、児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二十条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの等となっている。</p> <p>子ども医療費助成に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づき特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条第1項で定める要件を満たしており、児童手当の支給に関する法定事務等に準ずる独自利用事務である。</p> <p>については、番号法第19条第9号の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受給者の資格管理 <ol style="list-style-type: none"> ①資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。 ②受給者の所得による審査を行う。 ③審査結果として受給者証の交付又は非該当通知書の交付を行う。 ④受給者証の再交付を行う。 2 医療費の助成 <ol style="list-style-type: none"> ①子が疾病又は負傷により保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部を助成する。 ②他の法令等による医療に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。 ③受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合は、返還請求及び債権管理を行う。 | <p>札幌市では札幌市子ども医療費助成条例により、子の保護者に対し、その医療費の一部を助成することにより、子の保護の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、子ども医療費助成に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一により、個人番号を利用することができるのは、児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二十条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの等となっている。</p> <p>子ども医療費助成に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づき特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条第1項で定める要件を満たしており、児童手当の支給に関する法定事務等に準ずる独自利用事務である。</p> <p>については、番号法第19条第9号の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受給者の資格管理 <ol style="list-style-type: none"> ①資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。 ②受給者の所得による審査を行う。 ③審査結果として受給者証の交付又は非該当通知書の交付を行う。 ④受給者証の再交付を行う。 2 医療費の助成 <ol style="list-style-type: none"> ①子が疾病又は負傷により保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部を助成する。 ②他の法令等による医療に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。 ③受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合は、返還請求及び債権管理を行う。 | 事後 | 重要な変更]に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない(番号法別表第一廃止に伴う変更) |
| 令和08年12月25日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステムシステム5 ②システムの機能 | <p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を転載が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報転載する機能を有する。情報転載は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 | <p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を転載が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報転載する機能を有する。情報転載は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 | 事後 | 重要な変更]に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない(番号法別表第二廃止に伴う変更) |
| 令和08年12月25日 | I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第9号 別表第二及び利用条例第4条第1項 別表1(別表第二における情報提供の根拠)情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 別表第二 第9項、第74項番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第40条</p> | <p>【情報照会】 -番号法第19条第9号</p> <p>【情報提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> | 事後 | 重要な変更]に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない(番号法別表第二廃止に伴う変更) |